

農薬登録保留基準で改正案【環境省】

環境省の農薬登録保留基準設定の委員会では水質汚濁にかかる農薬9項目で基準値の改正案を示した。

8月15日まで意見募集する。

◆日本水道新聞 7月25日(月)付

◎環境省 農薬登録保留基準で改正案◎ 環境省は、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案について8月15日まで意見募集する。新たに設定する農薬は9項目。基準値は次の通り。

▽アセキノシル(0.58 mg/L) △イミベンコソール(0.026 mg/L)
▽エチプロール(0.011 mg/L) △エトキサゾール(0.10 mg/L) △オキサジアルギル(0.02 mg/L) △テフコナゾール(0.077 mg/L) △ピラエントリン(0.026 mg/L) △フルジオキシニル(0.87 mg/L) △ミルベメクチン(0.07 mg/L)